

千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画 策定経緯（第2次計画策定まで）

DV防止法の制定・改正

- 平成13年4月
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定
- 平成16年6月…1回目の法改正
 - ・DVの概念に「心身に有害な影響を及ぼす言動」が追加
 - ・被害者の子どもも保護命令の対象に追加
 - ・配偶者暴力相談支援センターの明文化
 - ・基本計画策定が都道府県の努力義務に
- 平成19年7月…2回目の法改正
 - ・保護命令の対象の拡充
 - ・基本計画策定が市町村の努力義務に
- 平成25年7月…3回目の法改正
 - ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も対象に

本市基本計画の策定

- 第1次計画：平成24年7月に策定
(計画期間 平成24年～27年度)
- 第2次計画：平成28年3月に策定
(計画期間 平成28年～令和4年度)

ちば男女共同参画基本計画・ 第4次ハーモニープラン

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

施策の方向性に基づき、DV防止・支援体制の更なる
推進のため、具体的な方針、取組みをまとめたもの

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本

※DV防止法に基づく市町村計画

第2次計画策定時の調査

- 「配偶者等における暴力に関する調査」
調査期間：H26.9
調査対象：市内20歳以上の男女3,000人
調査方法：アンケート
- 「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」
調査期間：H26.9～12
調査対象：市内高等学校生徒(2校)1,775人
調査方法：アンケート
- 「DV被害者実態調査」
調査期間：H26.10
調査対象：協力を得られた施設入所者15人
調査方法：聞き取り調査

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画

○計画期間 平成28年度～令和4年度

○基本理念 DVの根絶

○計画の体系 5つの基本目標、12の施策の方向性、34の施策で構成

基本目標	施策の方向性	取組内容
I 暴力を許さない地域づくりの推進	1 暴力防止のための教育の推進	1 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進 2 若者に向けたデートDV予防教育の推進
	2 暴力防止のための広報・啓発の推進	3 DV・暴力に関する正しい理解の普及促進 4 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進 5 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進
II 相談体制等の充実	1 相談窓口の周知の強化	6 相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進 【再掲】5 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進
	2 相談体制の充実	7 専門相談員による相談・支援の充実 8 専門職による相談・助言機能の充実 9 専門相談員の資質向上 10 被害者の状況に応じた相談体制の充実
III 被害者の安全確保の徹底	1 一時保護体制の整備	11 関係機関等との連携による一時保護体制の整備 12 民間シェルターへの支援 13 広域的な対応の整備
	2 被害者の安全確保	14 被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実 15 情報管理と安全確保の徹底 16 危機管理体制の充実
IV 被害者の自立と生活再建の支援	1 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	17 二次的被害の防止体制の整備 18 行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備
	2 被害者の自立と生活再建の支援の充実	【再掲】7 専門相談員による相談・支援の充実 【再掲】8 専門職による相談・助言機能の充実 19 被害相談証明書の発行等 20 同行支援の充実 21 経済的な支援 22 就労の支援 23 住宅の確保に向けた支援 24 各種支援制度の情報提供・活用の支援 25 自立支援講座の実施 26 母子生活支援施設への措置等 27 ステップハウスの利用支援
	3 被害者等へのケアの充実	【再掲】8 専門職による相談・助言機能の充実 28 被害者の心身の回復支援の充実 29 DVのある環境で育った子どもへのケアの充実
V 施策推進体制の整備	1 関係機関等との連携の強化	30 要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営 31 関係機関等との情報交換・連携強化 32 民間団体との連携強化
	2 人材の育成	33 被害者を支援する人材育成の推進 【再掲】9 専門相談員の資質向上
	3 施策推進のための調査研究	34 被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究